

建設委員會議録第二十九号

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

委員 藤野 豊平君 理事 高木 松吉君

理事 山口 好一君 理事 逢澤 寛君

理事 西村 力弥君

伊東 隆治君 薩摩 雄次君

志賀健次郎君 高見 三郎君

廣瀬 正雄君 松澤 雄蔵君

大島 秀一君 二階堂 進君

有馬 輝武君 井手 以誠君

小松 幹君 三鍋 義三君

今村 等君

出席國務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

大藏事務官 原 純夫君

(主計局長) 今村 耕君

建設政務次官 今村 耕君

(河川局長) 米田 正文君

委員外の出席者

議員 上林山榮吉君

議員 安平 鹿一君

建設事務官 植田 俊雄君

(河川局長) 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

七月十二日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として安平鹿一君が議長の名で委員に選任された。

同月十三日

委員松本七郎君及び安平鹿一君辭任

につき、その補欠として今村君等及び井手以誠君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

○内海委員長 これより會議を開きます。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き質疑を継続いたします。

○西村(力)委員 きのうの本會議でもそうでございますが、一体このような出席状態で開会するというのは、国会法とか衆議院規則とか、そういうものに違反することであると思ひますが、それはもう少し委員会が權威をもってやってみなければいかぬ。

○内海委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○内海委員長 速記を始めて下さい。通告順によりまして発言を許します。井手以誠君。

○井手委員 昨日に引き続きまして建設大臣並びに主計局長の原次長にお尋ねいたします。

ますきのう申し上げました二十八年度の災害の総額について、この機会にはっきりした数字の言明をいただきたいのであります。きのう申し上げまし

た昨年二月提出された総額は千八十三億、建設省関係が国で負担すべき総額は千八十三億になっておる。それがこ

としは九百二十億に減らされておる。この九百二十億という金額は、建設

省、大蔵省の共同による再査定金額であるが、私も承わっておりますが、

各府県では、その金額ではどうしても災害復旧を完了することができないとい

うことを申し上げております。各災害の査定金額を積み上げて参りますと、

二割ばかりの誤差がございます。私は再査定によるものであります。私は

ば、そこに金額の相違はないと信じておりますが、この点について明確な御

答弁をいただきたいのであります。地方が納得する金額を、各災害復旧の厳

格に査定された金額を積み上げた数字を、間違いないところを一つお示し願

いたいと存じます。

○米田政府委員 二十八年度の当初の建設省の査定金額は、事業費にいたし

まして千二百二十七億、これに對しまして大蔵省とその後折衝をいたしまし

て、両者の意見が完全に一致いたしました。線としては、事業費にして一千七十三

億、この一千七十三億に對する国の負担額は九百二十億でございます。おつ

しやられる通り、当初の金額から多少減額をいたしておりますが、これは机

上査定の問題、あるいは建設、大蔵両省で立合検査をいたした結果、各県は

らばらではあります。平均率を出して決定をいたしましたのが、最後の總事業

費で一千七十三億という金額であり

ます。

○井手委員 過去の二十九年度——二

十九年の二月出された資料について

は、その後再査定されたとおっしゃい

ますから聞いせんけれども、その今

おっしゃる九百二十億というものが災

害各府県の数字と違つておるといふ

を、もう少し明確に一つお答え願いた

いのであります。私は関係の四、五

の方から示された査定の率ではどうし

ても復旧はできない。十の災害工事に

對して八・五から九・五の執行で

ない。しかも示された査定の率と、そ

れから實際に示された金額とは、また

違つておるといふことでございます。

私は一昨年も佐賀県の例を申し上げま

したが、佐賀県の金額は三十億に對

して、あなたの方の率による査定は、

それを二十八億に一方的に減らされて

おるといふことでございます。あなた

の方の九百二十億という数字が、現地

で嚴重に査定された個々の工事費を積

算して九百二十億になつておれば、私

は多くは申し上げません。ところがあ

なたの方では勝手に机の上で一割天引

きとか二割天引きして、その九百二十

億が出されておるといふことに對し

て、私は不審にたえないのでありま

す。ほんとうに九百二十億が積み上げ

た正しい数字であるかどうか、その九

百二十億を割つてみれば個々の災害に

當てはまるかどうか、その点をはつき

りした具体的な根拠をお示し願いたい

と存じます。

○米田政府委員 ただいま私が申し上げ

ましたように、当初の数字と今回の

数字の違いは——違つてきた理由は、

両省の現地査定の結果であります。現地

査定をやりましたのは、各県に参りま

して全部を見たわけではございません。

ある地域を選びまして、その地域を代

表地域として選んで、その率でどうい

う減額をいたしたのでございますが、

その減額の率は実は各県で違つて

あります。ある県では相当大幅に減額

をします。ある県ではさほど減額をし

ないといふふうで、でこぼこはござい

ます。しかしこの予算ではさういふで

こぼこを、一つの平均率を出して、そ

の平均率で九百二十億というものを

したのでございます。そこで先般各都

道府県の事務者と河川局長の會議を開

きまして、そこでこういう全般的な数

字を話をして、それで今から個々につ

いては県と折衝をいたす段取りにいた

しておる。そこで今おっしゃられるよ

うに、県によつては、私の方で一般率

を申し上げておりますから、それと完

全には一致いたさないのは事實でござ

います。各県でこぼこはござい

ます。各県でこぼこの調整を今いたし

ておる途中でございます。さういふわ

けでございますから、私もさういふ

最終的にはこの線に落ちつくものとい

たして事務を進めておりますがその過

程においては、率の辛過ぎるといふ県

と、さほどでないといふ県と、各県で

いろいろのところがあつて、各都道府県

が、それは私もさういふ

第一類第十二号

建設委員會議録第二十九号

昭和三十年七月十三日

第一類第十二号

建設委員會議録第二十九号

昭和三十年七月十三日

第一類第十二号

建設委員會議録第二十九号

昭和三十年七月十三日

第一類第十二号

建設委員會議録第二十九号

昭和三十年七月十三日

第一類第十二号

に一律にやるつもりではございません。こういう平均率が出ておるから、その内部においてそうしたところを調整して、最終の九百二十億の内訳を作る予定でございます。

○井手委員 そういたしますと、各府県を厳密に調査をして、どうしてもこれではやれないという場合には増額される場合があるか。大体九百二十億に落ちつく見込みではあるけれども、各府県においてそういう実情になったならば、九百二十億から九百八十億をもっと上回る場合があるかのように考えていいわけでありませんか。その点についてはいくまでも九百二十億で、十のうち一つは切つてもがまんするという強いののであるかどうか、その点は大蔵省とあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○米田政府委員 今申し上げたような事情でございますから、県によつてそれぞれ最終的な減額率というものは違つて参るのでございます。私どもとしては今のところ九百二十億の枠内において、最終的な決定ができるという見通しでやつておりますけれども、しかしおつしやられるように、私どもは全部について率を出したわけではございません。ある一県の中でも地域を拾つてやつたものでございますから、特に非常な違いがあったということになれば、それはおつしやられる通り、九百二十億というものは多少変更していくことも想像されますけれども、私どもとしては今まで扱ってきたやり方において、狂いはさほどないという確信を持っております。

○原政府委員 河川局長の言われたように考へております。

○井手委員 それではもし各府県とも九百二十億で足りないという場合には、増額することもあると了承してよろしうございませうか。重ねて原次長にお伺ひいたします。

○原政府委員 まずそういうことはあるまいと思つております。ただそういう何と申しますか、サンブルからやりましたこととありますから、万が一に間違ひがないとは保しがたいことですから、はつきり断定的には申し上げかねるわけでありまして、まずまずそういうことはあるまいというふうに推測をいたしております。

○井手委員 大蔵省はいつもあるまい、あるまいとおつしやる。ところが現に一日も申し上げましたように、千五百六十五億の国の負担の総額が千七百七十億になり、また千五百何十億になつておる。ぐらぐら變つておる。地方は迷惑な話であります。あなた方は調べた結果若干違ひがあつたから、迷惑をかけましたと先般おつしやいました。行政官庁ではそれで済むのかと思ふ。国会議員は芳しくない行動をすれば落選をする。会社が欠損をすれば重役はやめなくちゃならぬ。あなた方は少々失態を起しても、迷惑をかけましたという程度で済む。そんなことでいいのですか。何百億も見込み違ひをしておいて、地元民には莫大な迷惑をかけておきながら、そういうこともあり得るとか、なかつたら、私はそういったことでは済まぬと思ふ。町村によりまして、福岡県の一例でございしますが、一千万円の税収がある町村において、六千万円の借入金によつて災害復旧をやつておる。その利子が年間六百万円でございます。それは政府が予

定通り金を出さないからだ。公約の三、五、二によつて補助金を出さないから、やむを得ず農協その他から金を借りて工事をやつておる。その費用が年間の税収入になんなんとしておる。それは国が予定通り公約を果さないからであります。そのために町村長も責任を負つたところもございします。現地ではそのように迷惑を受け、責任をとつておられますのに、大蔵省や建設省においては間違つておりました、そういうことはなかつたらと存じます、こんなことを繰り返して、それでいいのですか。そういうことで責任が済むのですか。この点について建設省や大蔵省は、重大な間違ひを起した場合の責任はどうなるのか。千五百六十五億を千七百七十億に切つて、それは間違ひであつたとまた千五百何十億に戻されておる。それでもなお足りないというものが現状である。佐賀県においては三十億の復旧費が要るのに、勝手に二十八億ぐらゐに切られようとしておる。それで済むのですか。私はその責任についてお尋ねをいたします。

○竹山國務大臣 まことにお話のように、地方からいへばずいぶん迷惑なことが多からうということ、私もよく承知いたします。ところが二十八年度災害というものが非常に膨大であり、また広範囲に起つたものから、当時の政府が一応それを始末をいたしたものの、国会でせんに詰めていくと、大蔵省と建設省の見解が食い違つたままになつておるということ、これはお話をしようという結果としては地元民が迷惑をするということでありまして、そこで前内閣のことでありましたが、事務当局が両方よく協議をし

て、おさまるところで一致点を見出すようにということになりまして、今御指摘のように若干しつぱつた結果になりましたが、一致点をだいたひ長くかつて苦勞をしてまとめたわけでありまして、従つてその間個々の問題になりまして、お話の通りもう一つもりになつておつたものがワクからはずれたといひますか、そういう結果が起つてきておるといふことは十分想像はされますけれども、事態はできるだけ早く、そういうふうにとめた一致点を見出しませんと、ますます紛糾して、国民の迷惑をますますひどくするということになりまして、そういう意味で大蔵、建設両省の間で事務的調整を、努力をいたしたわけでありまして、このことも、もとはとていへば国会のそういうふうにするべきであるという御意思に基いてやつたやうなわけでありまして、まことにその点は政府としては恐縮に考へておりました、これは双方とも立場の違いで、熱心の余りやつたことで、決して国民に不当な迷惑をかけるつもりでやつた、悪意ではないと思ひますが、しかし結果的には非常に御迷惑があることだと思ひます。私も就任後、そういうまとまつた数字で実施をするということになつたといふことについては、一段階の進歩だから、その線であるべく穏やかに、迷惑を最小限度に調整をしてまゝとめて参りました。実施をいたしたいと考へて、その後の始末にも努力をいたしておるやうなわけでありまして、この点は事務当局も熱意をもつてやつた余り、こういうことになつたやうなわけ、まことに恐縮に考へますが、私としては起きました事態はすみやかに改善をして、再

びこういうことにならぬようにという意味で、今回の改正法案も出しまして、まず最初にワクをはつきりきめてからかうというわけでありまして、御指摘の点はよく今後さうなことの再び起らぬように注意をいたしまして、またそれぞれ各省間で不一致のないようにいたして参りたいと思ひますので、政府はかような事態の起りましたことに対する責任は、私も痛感を感じたしておるわけでありまして、

○井手委員 これ以上追及いたしません。実情に沿うように努力をしていただきたいことを要望いたす次第であります。

次にこの機会にお尋ねしておきますが、よく大蔵省は、また最近これが建設省にも伝染して、盛んに災害復旧については重点的とか、効率使用とかおつしやいます。建設関係で物を建てる場合には重点的などという言えらるであります。ところが、住宅の建設などにおいては、必要に地に順次になつていくというところは重点的でございます。ところが、災害復旧に重点的といふことは、どうも私は解し兼ねるのであります。どうも私は意味でありませうか。どの河川においても、もしそれを復旧しなくては、次に大きく災害が拡大するといふことは、目に見えております。それに甲乙丙丁がつけられるのですか。私は重点的使用ということにおいて、この際明確な大蔵省なり建設省の御方針、御高説を承つておきたいと存じます。

○竹山國務大臣 お話のように、積極的な施策には重点というものが当然あり得るわけでありまして、災害復旧は原形を復旧するということでありまして、

びこういうことにならぬようにという意味で、今回の改正法案も出しまして、まず最初にワクをはつきりきめてからかうというわけでありまして、御指摘の点はよく今後さうなことの再び起らぬように注意をいたしまして、またそれぞれ各省間で不一致のないようにいたして参りたいと思ひますので、政府はかような事態の起りましたことに対する責任は、私も痛感を感じたしておるわけでありまして、

○井手委員 これ以上追及いたしません。実情に沿うように努力をしていただきたいことを要望いたす次第であります。

次にこの機会にお尋ねしておきますが、よく大蔵省は、また最近これが建設省にも伝染して、盛んに災害復旧については重点的とか、効率使用とかおつしやいます。建設関係で物を建てる場合には重点的などという言えらるであります。ところが、住宅の建設などにおいては、必要に地に順次になつていくというところは重点的でございます。ところが、災害復旧に重点的といふことは、どうも私は解し兼ねるのであります。どうも私は意味でありませうか。どの河川においても、もしそれを復旧しなくては、次に大きく災害が拡大するといふことは、目に見えております。それに甲乙丙丁がつけられるのですか。私は重点的使用ということにおいて、この際明確な大蔵省なり建設省の御方針、御高説を承つておきたいと存じます。

○竹山國務大臣 お話のように、積極的な施策には重点というものが当然あり得るわけでありまして、災害復旧は原形を復旧するということでありまして、

から、これには重点であり、ないという事は、理屈の上においても無いと思ひます。ただ限られた費用で、年度を一年で復旧することができません。突然からいまして、物事に順序をつけて考えていかなければならぬということもどうしても起りますし、従つて一つの川について、まずどこをやつたら一番効果的かというようなことで、おのずから実施の面において重点という事は考えられるわけでありまして、建設省もそういう気持で実施について注意をいたして参りたい、かように考へております。

○原政府委員 大蔵省も、たゞいま建設大臣が言われた通りの気持でやつております。おつしやる通り、積極的な改良公共工事とか災害復旧工事はだいたふニアンズは違ふと思ひますが、ただ限られた費用で、極力早い機会に、有効なといふ意味で考へますと、その中でおのずから若干のそうした費用からの補助金を出すことも必要であるといふふうに考へております。

○井出委員 私が特に申し上げたいのは、最近どうも補助金を交付することは悪い、かような印象を盛んに内閣は放送される。今度の適正化法律案についても同様であります。当然国がしなればならないという事業について、補助金をやるのが、あたかも乱費されるような、非常に悪い印象を与えるようなことを盛んに申されておる。国が当然やらねばならないことを逆に利用されておる。これはおそらく大蔵省が予算をしるための一つの作戦ではないかと私は疑つておるわけでございます。こういう考へ方から、災

害復旧についても、重点使用とか効率使用とか盛んにおつしやるが、私は不可解でなりません。その点は国民に誤り伝えられぬように、十分用語について御戒心願ひたいのであります。

次にお尋ねしたいことは、一昨日も大蔵省の方に強く要望いたしました。災害費監査の点について、所管相である建設大臣は、もっと責任を持つてやつてもらいたい。よその省からとやかく言われぬように、やはり乱費されるような補助金については十分監視していく、あんな法律が出ないようにな、査定については一回限りで済むように、その責任についての根本的な態度を私はこの際お聞きしたのであります。建設大臣は、一昨日も申しましたように、なかなかしつかりした考へをお持ちのようでございます。この際責任者として、建設省がやつた査定は間違ひないものである、ほかの省が何と云おうと、ほかの省のものは、参考調査している、その結果を建設省に申し出られるものであるから、査定については、建設省がその責任者であるといふ強い責任を持つて、関係者が安心するよう御説明をこの際願ひたいのであります。

○竹山国務大臣 ごもつともでありまして、この点は、問題は法律制度の問題ではなくて、役所の良識と誠意の問題であらうと思ひます。私はさような意味で、実は適正化の法案を規定する前に、みずから努力をすべきだと思ひまして、この間からも主張して参つたやうなわけでありまして、今度の予算の中にも、二十人の専任災害査定官を置きまして、これをそういう名称の肩書

きをはつきりつけまして、片手間でないに、災害を予期すると言つてはおかしいのですが、これはどうせ毎年あることでありますから、二十名の専任災害査定官を新たに置きまして、もちろんそれで十分ではありますから、これらの補佐官として、それぞれ本省の者はもちろん、地方建設局の者をつけまされども、そういう責任を明確にして、災害については、ことに全部査定をやるつもりでかかつております。この点は大蔵省とも十分に話し合ひの結果でありますから、過去の御指摘のようなことはなほ申しわけありませんし、跡始末はいたしますけれども、今後の処置は、そういうわけで全部現地査定をするという原則のもとに立ちます。なお竣工検査あるいは中間検査等ももちろんやるつもりであります。そういうことかからいたしまして、昨日も申し上げましたように今會計検査院が指摘をされております件数は四百五十一件ありますが、実は全部災害であります。災害以外の仕事も、御承知のように十分いろいろな方面に補助金を出しておりますが、一件も指摘されておられません。そういう実態から、何としても、これは災害が性格上非常にむづかしいから、特別に災害査定官を置くということにいたしました。

これによつて私は一段と責任を明確にして、今までのいろいろと御批判を受けたようなことの絶滅を期したい。それが政府の信用を取り戻すゆゑんであるし、国民に必要以上の迷惑をかけないゆゑんであると考へますから、そういうようにいたしたいと思ひます。同時にわれわれが責任を持つてやる以上は、また大蔵省もわれわれの

処置に一つ信頼をしてもらつて、双方が信頼の上に行政をやつていきたい、かように考へて、寄り寄り話をいたしております。昨日も閣議で大蔵大臣から、今度の災害に対するつなぎ融資は、建設省の要求した数字に対して、量的問題はまた議會その他の問題もありませんが、建設省の要求数字をそのまま採用して、それに応じて大蔵省はつなぎ融資を出すということに閣議で言明をしてくれまして、さように今事務を進めて、おそろしく明日中にも第一回のつなぎ融資を出せるように進めておるやうなわけでありまして、従つて建設省の出します数字につきましては、全責任を持つてやるべきである。また大蔵省もそれをもとにして今後始末をしていってもらひます。そうなれば双方が責任と信頼のもとに立てば、今御指摘のやうな、いろいろな方面から国民が迷惑を二重、三重に受けておると一日も早く解決、解消をいたしたい、その一歩を今申し上げたやうなふうで着々進めておるやうな次第であります。どうかまたいろいろお気づきの点は、御遠慮なく御指摘を願ひたいと思ひます。今日われわれの考へておりますのは、さやうな方向であります。

○井出委員 せっかく陳容も整えられようでありますから、その熱意を具休化するために、會計検査院、行政管理局、大蔵省、それぞれ独自の立場はありますが、検査院あたりが二十八年分について調べましたところでは、検査院報告としては、実に驚くべき言葉をもつて批判をされておるわけでありまして、こういうやうな面につきましても、われわれがつかますればやはり出てい

れる御意思があらになるかどうか、そこまで熱意を具体化される御用意があるかどうか。今後災害が起きた場合には、査定はこうする、その場合には共同でこうする、監査はこうするといふことを、関係各官庁一体となつて通牒を出される用意について、重ねてお尋ねを申し上げます。

○竹山国務大臣 ごもつともでありまして、私の気持としては通牒よりも、今申すやうに実行の面において一つ着実な事を上げて参りたいと思ひますから、御注意の点はよく実施の際に考慮をいたします。

○井出委員 一番問題なのは、大蔵省でございまして、いかがでございませうか。今の建設大臣のお言葉に対して、建設省を信頼なさる心組みでございませうか。

○原政府委員 もちろん大蔵省は一々行政の各枝葉に出て参つて、一緒にと申しますか、立ち会ふというやうなことは、決して行政の常道ではないと思つております。従つて建設大臣のおつしやるやうな方向に一日も早く参りたいとわれわれは考へております。ただ昨日も申しましたやうに、やはりそれには実態がだんだん改善されるということと相待つてのことでありまして、私どもいたしますのは決して災害だけでなく、たとえば農林関係で農業共済の不正支払という問題につきましても、これは世間でもいろいろ話を伺ひますが、検査院あたりが二十八年分について調べましたところでは、検査院報告としては、実に驚くべき言葉をもつて批判をされておるわけでありまして、こういうやうな面につきましても、われわれがつかますればやはり出てい

つて、査定が実際にどう行われるかというところをやらなくては、われわれの責務は動まらない。だからそれはまさに建設大臣も言われた通り、決してわれわれがそばについておるからよくいくというような考えでなくて、各省の人、各行政の末端がしっかりと経理の規律、あるいは行政の規律ができれば、もちろんわれわれはそういうところに一々出て参るという気持はないわけであり、むしろ会計関係その他の講習、研修というような場合に、いつもわれわれ要望いたしてありますのは、おまかせできるように早くしてもらいたいというのを申しておるのであります。これは皮肉で申すのではなくて、気持は全然同じでございますので、ただちんとなりまします。ある意味で役に立つのだという大きな目でござんたいて、聞々そういう場合にいき過ぎがあるかと思ひますが、そういう点はよく言っていたいて、改めていくというふうにして参りたいと思ひます。

○井手委員 どうも行政機関同士疑われるという事は、困民としてむしろはなはだ迷惑でございます。また疑われる建設省もやはり反省しなければならぬと思ひます。そこで私は先般も申し上げましたが、ただ一点原次長から言明をいただきたいことは、現地に

おいてはあれこれと指図してもらいたくない。調査はされてもいいでしよう。独自に調査されることはありま

うけれども、従来のように、この工事

事は幾らでやれとか、設計がどうだ

とかという指示してもらいたくない。もしそういう不当なことがありま

すならば、本庁に帰って建設省の方に

いろいろ注文してもらいたい。現場に

おいては一切口出しをしてもらいたく

ない、しないということをして、この際

つきり言明してもらいたいのであり

ます。

○原政府委員 現場において、査定を

受けます側に対して指示がましいこと

を言うのは、これははつきりいたさぬ

ようにお約束をいたします。そうして

そういう点がありますれば、部内にお

いて徹底するようにいたします。従っ

て意見はすべて建設省、農林省等所管

省に対して申すようにいたします。た

だその場合に意見を中央に持つて帰っ

て言えと言われまします事は事柄によ

るので、やはり個々の工事の仕様な

り、あるいは量目なりというものにつ

いて意見がありますれば、現地で

しかし受ける地方団体その他の耳に入

るのは所管省もはなはだ迷惑であり

しょうから、現地で言うことはさせ

ていただきますが、あくまでも所管

省に対して意見を言い、受ける側に対

しては言わないという建前でおわけ

であります。おそらくその際にお呼

びする間もなく言つてしまふのが響

くのではなからうか、あるいは聞々不

心得な者があつて言うかも知れませ

が、そのように各方面から調査に参ら

れ、地方庁ではその応対やあるいは費

用に困つておる。これは河川局長もそ

の苦情はよくお聞きになつておると思

うのですが、従来の事務費でやつてい

けますかどうか、とても従来のような

費用ではやつていけないというのを

私もよく聞いておるのであります。

その点について支障がないかどう

か、その点は建設省の河川局長でけ

うでございまして、お尋ねをいた

します。

○米田政府委員 災害に伴います事務

雑費の問題でございまして、この事務

雑費によりまして、いろいろ府県市町

村ではこの災害に伴います経費を処理

しておるわけでございます。かねてか

ら都道府県及び市町村の事務雑費が非

常に少い、とうていこれではやつてい

けないという声は非常に強いのでござ

います。先般も土木部長會議でござ

まして、その席上その問題を討議しな

した結果、私の方から不足という内容

の詳細なる資料を提出するように要

望しました。その資料に基づいて大蔵省

と折衝するからということで、今せ

かく資料の取集中でございまして、私

はこれは確かに絶対量として不足な

ともわかります。わかりますが、また

一面、公共団体においても考え直して

もらわなければならぬ点も中に含んで

おるようでございます。たとえば県の

相当高給の職員を、災害の事務雑費か

ら支出しておるような例もございま

す。こういうことは常道でありませ

るので、そういう点は至急に改める、そ

うして足りない事務費については、私

は今度の資料に基いて大蔵省と話をし

て、是正をいたしたいと考えており

ます。

○井手委員 提出されました法案につ

いて一点だけ尋ねたいと思ひ

ます。第八条の二に「災害復旧事業の

うち緊要なものとして政令で定めるも

の」とはどういうものをさすのである

か、これが第一点。

三カ年間に復旧しようとする場合

に、財政の許す範囲内においてという

のはどういふ伸縮性があるのか。三カ

年でやると言いながらも、財政の都合

によつて今日まで三カ年間に五割そこ

そこしか復旧できないという状態、こ

れも財政の都合によつてということ

で延ばされておるのか、そういうこと

はせつかくこの法律も描けるもちで

あります。財政の許す範囲内において

ということとは、どのように御解釈にな

つておるのか、従来のような程度であ

るのか、もっと強い熱意を持つておら

れるのか、これが第二点。

第三点は、そういった場合を含め

て、必要な措置とはどういふふう

に解釈しているのか。もし三カ年間に

できないような場合には、ほかの措置を講

ずるものであるか。

○内海委員 御発言中ですけれど

も、今原政府委員が議連の方から、電

話をすぐかけてくれという連絡があつ

たので、電話をかけたに参りましたか

ら、その含みで御質問いたします。

とておるのかどうか、そういう点を考

えなくては、第八条の二というものは生

きないものであります。これはあとで大

蔵省にも聞きますけれども、まず所管

省の建設大臣から、どのようにお考え

になつておるか、その三点をお尋ねい

た次第であります。

○竹山國務大臣 第一点は、もちろん

非常に法律を法律家らしく良心的にと

いうか、厳密に書き過ぎたのですが、

災害の大体のものはみな含んでいくつ

もありであります。しかし災害の中には

多少おくれでもいいという部分もない

とはいえない。だから三年間に現実に

実行しようということに重点を置く場

合においては、多少そういうものは、

むしろあと回しにしても、本体をしつ

かり約束した通り実行する。今までの

ことの意味で申しておるわけでありま

すから、災害の中を半分にするとか、

三分の二にするとか、そういうことは

考えておりません。大体ほとんど全部

含んでいくつもりであります。それか

ら財政の許す範囲内ということも、これ

も前と同様の意味でありまして、黙つ

て書いてあつても同じでありますけれ

ども、きまり文句みたいに、予算の範

囲内であるというようなことをよく申す、

そういう意味で書いておるのでありま

して、ここへ三年でやるのだというこ

とをみずから出す以上は、予算がある

とかないとか言ひわけをするとは、

むしろ意味をなさないやうなわけで

ありまして、これは予算の範囲内で組

むという意味ではありますけれども、

○井手要員 大体明確になって参りましたが、きまり文句とおっしゃるところに私は問題があると思うのです。こゝろに軽く考えておりますけれども、金を出す大蔵省の方から考えますと、これがかなかなかのくせ者であります。いつ

もこれでやられる。あなたの方は薬鶴もされておるかもしれないが、片方はこれがきめ手になっておる。財政が許さないからできません、こうなっている。建設大臣は、大体腹の中には知っておるはずだ。そこで重ねてお尋ねいたしますが、緊要なものとして政令で定めるものは、大体どういうふうなもので、災害復旧の大体何割くらいを、緊要なものであると想定されておるか、どういふもので災害復旧の何割くらいを想定されておるか、それが第一点。その次に「必要な措置」ということは、予算を計上することだとおっしゃいましたが、私はそう薬鶴はいかなしておりません。してもらわなくちゃなりませんけれども、延びることを予想しなくちゃならぬ。その場合には、予算を計上する、しかし計上でできなかつた場合も、同様な措置をするといふふうに解釈していいのかどうか。この点を確かめなくては、信用しなくてはならぬことでございますけれども、従来の実績から考えまして、そうやすやすと信頼するわけに参りませんの

○竹山國務大臣　鑑明につきましては、大蔵省と事務的に話し合つたものがありますから、河川局長からお答えをいたします。それから必要な措置についで御見解は、大体お話のような趣旨にわれわれも考えております。なおこの条文をどこまで信用がおけるか。いろいろ頭に書いてあるから、實際はできるかどうかということについての御ねはこもつともであります。

ごもつともでありますが、この条文を一つ入れるために、実は数カ月大蔵省と折衝をいたしまして、最後は私が出で、大臣及び局長にもよく念を押して、この条文を入れさしたいきさつを御想像下さるならば、大蔵省も政治的に十分な責任を感じてこの条文を入れたわけでありますから、この条文を入れた以上、政府全体の責任においてこの実を上げるといふことは、法律を守る建前からいいましても、またこの問題が問題であるだけに、私は、今後との内閣ができようとも、当然これをしての趣旨において実行すべきものだ。またそれが財政計画を誠実に運用する上

ないということだけは、今までのよう
に安易にだらだらやっていくことから
考えれば、一つの引き締まったワタを
作ることでありますから、大へんなこ
とも考えられますけれども、しかし
これは一たん決心をした以上は、大蔵
大臣とともに責任を持って実行をいた

すつもりでありますので、いろいろ文句の端々は別として、御信頼をいただいて、また御鞭撻をいただいて、われわれの責任においてこれを実行して参りたい、かように考えております。

○米田政府委員 先ほどお尋ねのあり
ました緊要なものとはどんなものかと
いう点について、補足して御説明申し
上げますと、今私どもで考えておりま
すことは、河川については、堤防の決
壊または破壊した箇所、それから著し
く埋塞をして、そのために河道の浚渫

を必要とする箇所、そのほかこまかくは規定できませんが、公益上放置しがたい重要な箇所というものを考えております。第二の海岸につきましては、海岸の堤防の決壊または破壊をした箇所、その他公益上放置しがたい重要な箇所、それから砂防の設備につきましては、重要な堰堤及び床どめの決壊箇所、次に著しく埋塞した流路口の復旧箇所、その他公益上放置しがたい重要な箇所、次に道路でありますが、道路

○井手委員　緊要なものとは、大體従来の実績から七割近くになるというお言葉でございます。そこで漏れたのは、その七割以外のものは、どういふふうに何力年くらいで完了されようというお考えであるか、その点を一つお尋ねいたします。

○米田政府委員　これ以外のものにつ
きまして、私どもといたしまして
は、第一年度から第三年度までに絶対
にやれないということでは困る。です
から、この緊要なものを三カ年でやり

ますが、そのほかになお、ある事情があつてやらなければならぬものも、どうしても出てくると思ひますので、そういうものは、この三千年間にある程度は並行してやるといふことにいたしたい。そのほかに、この間に三千年にできなかった分については、それが何

割になりますか、二割五分になりますか、あるいは二割になりますか、その辺ははっきり申し上げられませんが、けれども、そういうものについては、自後一年かあるいは二年の間に片づけることを建前にいたしたい、こういう考え方を持っております。

○井手委員 原次長が見えましたので、念を押しておきたいと思つています。第八条の二について、財政の許す範囲内の文句の他で、ずいぶん折衝があつ

効果を上げるような無利子の資金を融通するとか、そういうった方法も必要ではないかと私尋ねましたが、必要な措置とは予算を計上することであるというはつきりした御答弁でございました。大蔵省もおそらくそれで話し合いがついていることと信じております。

れども、とにかく主管省と大蔵省の間には、見解の相違があるようであります。この点について大蔵省の明確な御方針を承わっておきたいと存じます。

○原政府委員　　こういう財政の許す範

圈内においてというような言葉の意味につきましましては、かなりニュアンスをもつて解釈し得るものでありますから、率直に申しましてお話しになる方々のニュアンスが若干ずつ方向がずれることがあるかと思えます。私どもが財政の許す範囲内においてということ

をぜひ入れてほしいとお願ひいたしましたのは、これはどなたがお考えいただいてもわかりますように、あるいは一兆円予算であるとか、あるいは緊縮化、健全化というような、財政には財政としていろいろ問題が起きます。毎年年々財政の問題のない年はないくらいであるわけであります。そのゆえに後年度の歳出についてはつきりしたことをきめるということにつきましては、よほど例外的なことではなければい

ということ、百万円以下の仕事は全体の七〇%近くもある。こういったことが一つの仕事の効果を十分に發揮し得ない面を出してきておるのではないか。こういった点について、今後その十カ年計画の中でどのように対処していかなければならないのか、こういった点についていまだ一点お伺いしておきたいと思ひます。

○竹山國務大臣 仕事を重点的にやっていくべきだという原則論には、私も同感であります。しかし今申すように、ある意味においては失業対策的な感覚を持っていく場合におきましては、私は農村、山村の潜在失業者というものを都会に集めてルンペン化して、これにどぶざらいをさせるというような失業対策は、もはや時代おくれだと思ふ。そういう意味において公共事業費もできるだけ地方に分散をして、都会に集まってくる危険性のある潜在失業者を地方にとどめて働かせるということが、私は国家全体のために公共事業費の使い方としては、必要な施策だと考えているのであります。百万円以下がいいとは申しませんが、私も、私は必ずしも都市中心の重点施策だけを考へていく公共事業費を予想してはおりません。もちろん効率的に予算を使うという点では何ら異議はありませんが、私は両方相まってやっつけていくべきだと考えております。

○井手委員 原次長にお尋ねいたします。財政の許す範囲内ということについてニュアンスが違ふ、そこが問題だ。せっかく建設省は三カ年でやろう、必要な措置を講ずるということでは予算を計上するということであるとおっしゃるけれども、あなたの説明によ

ると、御趣旨に沿いたいということでは、法律はできても、困難の最高機関がきめたものでも、誠実に執行するという点ではなくて、ただ御趣旨に沿いたいというだけでは話にならぬ。これを悪く解釈するならば、なるほど三カ年に復旧するということは地方にとつて受けるかもしれない。しかし実際は過去のものと同じというふうになる。四十二万戸の住宅建設と同じような結果になる。私どもはこういうニュアンスの違ふようなものについては削除したいと考えておりますが、あなたの方の考えと建設省の考えと一致していないのでございます。建設大臣はつきりと予算に計上する、こういうことをおっしゃる。私はこの点がこの法律案の一番の重点であろうと考えますので、この点については何時にかつても、私は政府の答弁は一本であるはずでございますから、徹底的にたゞし

を計上できないならばそれにかわる措置が、いわゆる必要な措置があることを考へる。いろいろややこしい答弁はいりません。政府一本の答弁をこの際お願いしたいのであります。

○原政府委員 必要な措置というものは、建設大臣がおっしゃられたように、国の分相金の交付につき必要な措置でありますから、予算の計上であり、ただいま井手委員もおっしゃったように、万が一の場合に完了しないことがあるかも知れぬというくらいのことである。その場合にどうするかというところでございますが、その問題は法律外の問題であります。できただけのことはいいたしたいと思います。が、今はつきりした格好でどうということまではきめておりません。そのときのいろいろな条件にもよることと思ひますので、できるだけのことをいいたしたいと思います。

○井手委員 重大な言明でございまして、必要な措置とは予算を計上することである、突発事件その他で三カ年間にしでかした場合には、それにかわる必要な措置を講ずる、かわる必要な措置とは、同じ効果を生むような工事は三カ年間で竣工させるけれども、地方負担にならない、利子補給その他の措置である、かように解釈してよろしゅうございませうか。お言葉が變るとは思ひませんが、念のためにお伺いしておきます。

○原政府委員 「国の負担金の交付につき必要な措置」でありますから、予算を計上し、あるいは予備費を支出しというふうなことであります。申し上げたのであります。万一千千円という

場合は、この必要な措置外でありまして、事実上の問題としてそのときにできるだけのことを措置する。ちなみに利子補給のお話もございましたが、利子補給につきましてもいろいろ全体のバランスがございまして、これは非常にうるさい問題でございまして、御希望として承りますが、はつきりお約束はできません。もちろん資金を融通するということにつきましては、先ほど申しました通りそのときの事情によりまゝですが、やはりできるだけのことはやらなければいかぬという気持はもちろんです。ただその財政の許さざるゆえんが非常に突発的な、しかも非常に大きな財政需要を必要とするというような場合には、おそらく予算の資金、歳出のワケのほか、財政投融资の方のワケも相当苦しくなると思ひますので、それらの事情を考えなければなりません。しかし予算が出ない場合にそれにかわる措置をできるだけ

したいということは、氣持としてもちろんでございます。利子補給の点は一つなお研究させていただきたいと思ひます。

○井手委員 大体わかりました。それでは突発事件などということば、もちろんそのときになりますれば、議員もそうわからぬことは申さないつもりです。従つて財政の許す範囲内などと誤解を生むような言葉は、入れる必要はないと私は考へます。国会において適当な、必要な措置を講じたい。

そこで續いてお尋ねいたしますが、今後の災害については、さような緊要なものとは三カ年間で復旧する予算を計上する、そういう熱意がございませうならば、過去の災害についても、先般申

し上げましたように緊要なものは相当残っておりますから、当然同様な趣旨で措置されねばならぬと考えております。その理由につきましても、先般申し上げましたから繰り返して申し上げませんが、政府はこの第八條の二に予算に計上する、この精神にのつて附則に「昭和三十年一月一日以降発生した災害に關し適用する」とありますけれども、あらためて過去のものについても同様の措置をするということですが、当然ではなくてはならぬと思ひますが、これを修正なさる御用意があるかどうか。なさるなければ私の方で必要な措置をいたしますけれども、当然なさねばならぬことは進んで修正の措置に出られることが、当局が熱意を持っておられる表現の方法であらうと考えますので、念のためにお尋ねをいたす次第であります。

○米田政府委員 過年度災害の処置につきましても、御承知のように今日非常に重大な時期になつておりますので、われわれとしてもこれを緊急措置する必要があるということには痛感いたしておりますので、予算的措置については先ほどから申し上げましたように、今後の大体的計画も立てておるような次第であります。そこでこの法律については——法律の趣旨はおかしいのですけれども、今後の処置を立てるというのが本旨でございまして、この法律においては今年度からの措置として規定をし、過年度災害については先ほどから申し上げましたように、三十一一年以降において早急に片づけるといふ方針を進んでおりますので、こういう方針を御了承願つて、この法案はこの通り御了承願えれば、私どもの

方としては最も望むところでござい
ます。

○原政府委員 財政の許す範囲内にお
いてという点については、質問でなく
て御意見でありますけれども、非常に
重要な点でありますので、私からぜひ
これをこのまま残していただきたいと
いうことをお願いしたいと思つて立っ
たわけですね。一々くどくど申しませ
ん。いろいろな立法例その他財政法の
構成等を考えまして、建設省と相談し
たものでありますから、ぜひこれは残
していただきますようお願いいたし
たいと思つております。

○井手委員 大蔵省の気持はわかりま
す。私も財政法は十分研究しております
のでございませう。お言葉は承わつて
おきます。河川局長の御答弁で過去の
過年度災害については予算でとおし
やいますけれども、現に三十三年度の災
害復旧の予算として、前年度減額され
ておる、これではなかなか信用しにく
いのであります。別途に私どもは考慮
したいと考えております。

そこで最後にもう一点、長くなりま
すけれども、簡単に尋ねたいと思い
ます。予定通り国が補助金、負担金を出
さないために、特に財政の貧弱な町村
においては、農協その他の金融機関か
ら年一割ぐらいの高利をもつて借りて
おる、この分について政府もやはり予
定通り金は出せなかつたから、三、五、
二を約束した。法においてきめられた
ものではないけれども、思つておつた
ほど公約通りはやっていないから、迷
惑をかけておるといふ誠意があります
ならば、そういった地方の苦しい町村
の財政について、何とかこれを救う特

別の方途をお考えになつてゐるのか、
また今後とも考えようという御誠意が
あるのかどうか、この点を承つておき
たいと思つております。

○原政府委員 災害、特に大災害にや
られましてした場合に、地方の財政が非常
に苦しいという点で、そのためにやむ
を得ず組合等からの資金でやるという
ことについては、まことに御気の毒千
万に存じております。われわれも地方
財政につきましては非常に心配をいた
しております。今国会におきまして
も御承知の地方財政の再建整備に関す
る法律を御提案申し上げておるような
次第であります。さらに年々災害
を受けるという点のために、財政と
災害復旧費とが非常につり合わない
というふうなことのために、毎回特別立
法の御提案があるわけでありまして、
そういうようなものでなしに、一般法
として建設省と御相談して、こういう
案を御提出申し上げておるわけであり
ます。従いまして相当なことができ
る、そうしてそういう苦しいときには
何でも国に持つてくれぬかというお気
持はわかるのでありますけれども、し
かしその利子補給の問題はなかなか波
及するところも大きい。決してそうい
うことばかりにはとどまらないと思ひ
ます。そういうような意味で、先ほど
申したように慎重に考えたい、私ども
やはり問題は苦しいから個々の補助に
ついて利子を補給しろ、あるいはこう
いう補助をやれというお話でなくて、
苦しい中でも地方団体によつて財政力
に相当違ひがございませう。ただいま農
林委員会の方でやつておられます台風
常襲地帯の法案につきましても、そう
いう意味でもいろいろ御意見を申し上げ

げておるわけでありませう、やはり苦
しい場合、それをどうするということ問
題は、交付税制度を中心としております
地方の財政需要と財政力との関係をど
う調整するかという点で、処置をいた
さなければならぬのではないかと、個々
の補助率ないし利子補給という点に手
をつけずなれば、これは全部に波及
する問題でございませう。従つてわれ
れ財政を担当いたします者としては、
個々のものについては例外が少いとい
う方式で、そのかわり全体の交付税制
度なりあるいは何なりでやつていく、
それが一番公平な行き方であり、従つ
て限られた国費を一番よく使う道じゃ
ないかというふうな考へておる次第で
ございませう。

○井手委員 この点についてはなお別
の機会に申し上げたいと思つてゐます。建
設省でも、非常に困つておる地方の状
況については十分お考え願つて、大蔵
省と御相談の上、そう何もかも見られ
ぬということではなくして、政府にも
非常に責任があるわけですから、御研
究を進められることを希望いたしま
す。いろいろお聞きしたいことがあり
ます。私にはこれに一応終つておきま
す。○二階堂委員 私はこの前の委員会に
おきまして、建設行政あるいは治水
治山対策の根本政策等について、大蔵
大臣の出席を要求しておるわけござ
います。なおまたたいま審議中の国
庫負担法の一部改正の問題につきま
しても、先ほど来井手委員によつていろ
い質問をされておりますが、これらの
ことにつきましても、私は大蔵大臣に
対しまして質問をいたしたいこともご
ざいますので、なるべく近い機会に大

蔵大臣の出席をさらに要求をいたして
おきます。大蔵大臣が出席されな
い、はかの法案の審議にも支障を来
すことがあると考へますので、委員長
において強く大蔵大臣の出席を要求し
て下さるようお願いしておきたいと
思ひます。

○内海委員 それはちょうど小松さ
んの方からも要求が実はありまして、
与党方面の手を通しまして、十五日の
委員会においてぜひとも一萬田大蔵大
臣の出席を求めて、今の井手さんの質
問といい、あるいはまた有馬さんの質
問といい、ほとんど大蔵大臣の答弁
を必要とするように迫られておるよ
うでありますから、その覚悟で今実は
折衝してゐるところでございませう。な
お原政府委員の微に入り細をうがった
答弁でも十分だと思つてございませ
うけれども、努めて大蔵大臣の出席を
求めることに協力いたします。十五日
の委員会には出てもらいたい、こう思
つて実は折衝してありますので、御了
承願ひます。

○廣瀬委員 ただいまの井手委員の質
問並びにそれに対する政府当局の答
弁、まことに私も参考になりました
が、それにつきまして、どうも井手委
員におかれましては、この政府の原案
に對しまして修正の御意見を持つてい
らっしゃるようでございませう。それ
に對しまして私から政府当局にお尋ね
したいと思つておりますが、「財
政の許す範囲内において」という字
句は、これはまさしく立法の慣用語で
あると思つてございまして、私どもは
立法の技術の点から申しまして、予算
の編成権を侵してはならない、さよう
な考えからかような字句を使うものだ

と思つておりましたが、質問されます
井手委員は財政法を研究しておられる
というふうなことでございませうけれ
ども、私は不幸にしてその辺のことはよ
くわからないので、このことにつきま
していささしく詳細に御説明をお願い
したいと思つております。

それからこの法律の実施期日の問題
につきまして、本年の一月一日以前に
さかのほつて、過年度災害にもこれを適
用してもらいたいという修正意見をも
つて臨まれるのではないかと、このこと
が想像されます。ところがそれに対
しまして政府当局は、過年度災害につ
きましては別に計画を持つてゐるとい
うのであります。河川局長の答弁があつたので
あります。それから法律の適用につ
きましては、以前の過年度災害に對し
ましては、いかなる計画を持つていら
っしゃるか。それを具体的に御説明願
つておる方が、私どもとしては、この法
案に對する上において参考にするべき事
柄ではないかと思つておるもので、
この二点を承わりたいと思ひます。

○原政府委員 前段のお尋ねにつ
きまして、私の方が関係が深いと思ひ
ますので、申し上げたいと思ひます。国
の財政につきましては毎年予算を組んで
経理をいたしてゐるわけであります
が、これにつきましては、年度予算主
義というものが財政法の大きな建前
になつておりますし、憲法の大きな
建前でもあるわけであります。これは
単に年度予算というだけの問題では
なくして、物事がすべて年々から年々
と變つて参りますので、その一年度
を限つて最もバランスのとれた、最も効
率のいい金の使い方をするのは当然の

ことであります。もちろん長期計画というふうなものは、一方で持つことが必要であるとか望ましいとかいうことはあるわけでありまして、具体的に予算として確定した支出収入を確定いたします場合には、年度々々にその条件を確かめて、最も効率的なものを選び、その趣旨で、年度予算主義というのでできているわけでありまして、決して予算編成権というふうな権限的な意味でできているのではないということ、まず申し上げたいと思うのであります。従いまして我が国の財政法も、当初は旧憲法時代にありまして維持費の制度もなかったものであります。すべて毎年々々そのときの条件を勘案してこのようにいうことで、継続制度はなかつたのであります。しかし申にやばりかなりコンクリートな工事であつて、最終までの計画ができてしまつてゐる。それを最小限例外として全体の工事について契約ができ、見直しをつけてやれるというふうにしたといふことから、例外的な規定として、財政法の十四条でありましたか、十五条でありましたか、後ほど追加されたといふような事情に相なつております。従いましてゐるいろいろな法律で、何年計画といふようなものを定め、あるいは何年といふまでも、整備計画をお定めになる場合も、一応何年とかいふような目標はつけられるわけでありまして、ただいま申しましたような国の財政支出によつてまかなわなければならない需要は実に千億万様であります。事情、条件が變つて参ります。これを考へて、すべてそういう法律におきましては、財政の許す範囲においてとかいふような文句を使うように

いたしてゐるわけでありまして、決してこれは意味のないきまり文句だといふのではなくて、そういうような年度予算主義、予算の効率発揮という見地から、憲法、財政法の大原則に基いてやつてゐるものでありますから、せひこの法案にありまして文句はお断りいたさないように、強くお願いいたしたいと思つてゐます。もちろんこれはそれぞれ計画でやれといふことを、頭からやらぬといふような氣持ではないのであります。大局においては、それに従つてやるわけでありまして、やはりただいま申し上げましたような意味で、全体の財政経理の上で、若干の弾力性を持つていなくちやいかぬといふ考へでございまして、決して権限的なつもりはなし、また法律の精神はわれわれも御一緒に作つた法案でありますから、十分それを尊重して参るつもりでございまして、さうな弾力性を最後まで奪うといふようなことのないように一つお願いしたいと思つてゐます。

○米田政府委員 過年度の処理についてのお尋ねでございまして、これはもうお話し申し上げたことではあります。もう一度申し上げますと、二十九年度末、あるいは三十年度の初めにおきまして、残事業費といつてしまつて千二百二十六億、これは事業費でございまして、それを国の負担率にいたしますと一千億、今までよく一千億と申し上げましたが、これは国の負担額でございまして、事業費に直しますと一千二百二十六億でございまして、これが今年度当初における金額の総額でございまして、二十五年災以來、二十九年災災に至るまでの合計でござい

す。これに對しまして三十年度予算で国の補助金として二百七十九億、約二百八十億、事業費にいたしますと、三百四十億でございまして、これを支出いたしますと、三十一年度以降に持ち越します総金額としては、事業費に八十八億五億、国の支出すべき金額、国の負担額として七百二十一億でございまして、政府として来年度以降において考えなければならぬ問題は、この七百二十一億でございまして、この七百二十一億で、三十一年度以降三十九年度でせひ完成をしたい。といふのは、大体三年で申しますと、年平均二百四十億程度になります。その程度のものです。大体従来の実績から見ても、そう無理のない金額であるし、三十一年度以降三年で完成するといふことは無理のない計画だといふので、その線で考へておられますので、この法律案に直接これを書くことになしに、われわれとしては予算的な措置として、こゝに計面を進めて参りたいといふ趣旨でございまして、

○廣瀬委員 ただいま政府当局の御答弁を承つたのであります。財政の許す範囲内において、といふことにつきましては、予算の編成を侵すといふようなことではない。年度予算主義といふ建前から申しまして、さうなことが好ましいのだといふ御説明があつたのでございまして、かような字句を削除いたしまして、おそらく井手君が考へておられるかと思われ、さうな修正をするといふことが、憲法に抵触するかしんか、あるいは財政法に抵触して、立法技術としてさうなことは許されぬことであるかどうかといふことにつきまして、おそれらく私は今までの立法例といつたしましては、予算の範囲内といふような字句を使つた立法例はほとんどないと思つております。競馬法に一つあるやうでございまして、これは特殊な例であると思つてゐまして、今までのわが国の立法の例といつたしましては、さうな字句を使つて、私の考へから申しますれば、予算編成の権限を侵犯するやうな、またたいては原政府委員の御説明によりまして、年度予算主義に背馳するやうな字句を使つた例はないといふやうに考へておるわけにございまして、さうなことにつきましてはもう一回原政府委員の御答弁をお願い申し上げたいと思つてゐます。

それから過年度の災害復旧の問題でございまして、これにつきましてはこの法律の予定いたしております今年度の一月一日以前の災害につきましては、この法律の精神と同じ精神をもちまして、少くともこの三カ年以内に復旧のできる財政措置を講じ得る自信が建設当局にあるかどうか、またそれにつきましての大蔵省当局の見通しと申しますか、お考へと申しますか、さうなことを一つ承つておきたいと思つてゐます。

○今井政府委員 ただいまの過年度災害の問題であります。この点につきましては実は今回のこの法律を立案いたしますときに、建設省へ関係者を呼びまして、何とかこれを措置しなければならぬ、考へなければこれだけでは困るやうなことはないかといふことで、実はいろいろ相談をしたわけであります。これから三年間に災害復旧をやつていくといふことについては、当然過年度災

の分についても三カ年間に完了する必要がある。さういふ建前をとらない限りどうもこれは筋が通らない、こゝういふことです。従つて過年度災害につきましては、ただいま河川局長から説明がありましたその線によりまして、何としても完了するように建設省としては努力をいたすつもりであります。お答え申し上げます。

○原政府委員 「財政の許す範囲内において」といふ文句に關しましての重ねてのお尋ねであります。とつた場合に憲法違反といふかどうか、かたい表現の問題になりますと、いろいろ打ち合せをして申し上げなければならぬと思つてゐますが、私憲法の条文は持つておりませんが、毎年予算をもつてといふやうな文句が入つておつたと思つて、財政法以下におきまして、年度予算として會計を作つていくといふ意味から、憲法及びそれを受けてきております財政法の精神を無視いたしまして、歳出についてあまりに強い縛り方をするといふのは、よろしくないといふやうに考へております。なおさういふ立法例はないと思つて、後ほど調べまして、ありましたらお知らせいたします。

○小松委員 本年度東北、北海道にえらい災害がありました。まだほかにあります。その予算はどういう程度で出せますか、補正をする予定がございまして、それをまず伺いたい。

○米田政府委員 東北及び北海道の災害あるいは九州を含めてであります。が、これらにつきましては今はまだごく概算の報告の程度でありますので、正確な数字にはなつておりませんが、これは今後数字が固まりました上で処

置をすべき問題でございますが、一応の考え方、方針を申し上げますと、まず現地としては災害を受けますと、緊急捨ておきかたき復旧工事につきまして、すでに着手をいたしております。それでこれは県であります、土木部が中心になりまして緊急な分の復旧をいたすのでございますが、これは予算措置、いわゆる予備費というものを支出するためには、やはり査定をしなければなりません。そこで査定をいたすには、各県で設計書を作るわけでございます。今盛んに作っております。これには相当の時日がかかります。全部回って査定を終わりますまでは、二カ月なり三カ月なりという日数がかかるわけでありまして、それを待っております。つなぎ融資という問題が起きて参ります。そこで各県の緊急でやっております分の事業費については、つなぎ融資を各県から今申請が参っております。大蔵省との話も、先ほど大臣からお話がありましたように話がつきまして、建設省の要求額を基準にして配付するという事で、早ければ今明月中に決定を見る予定でございます。一応このつなぎ融資によって、地方公共団体は支払いをしていくわけでございます。そういうふうな一面進んでおりますと同時に、今災害復旧設計をやっておりますから、この査定にかかるといいます。これが集計ができますと、ことしの総額がわかるので、これによりまして本年度の分を決定して、予備金支出の要求をするわけでありまして、予備金は、御承知のように、ことし少くなっておりますので、この中で全部まかなえるかどうかについては、各省集計ができませんと

はつきりいたしません。今さしあたり御承知のように五十億の予備金がございまして、まだ現在の程度では、五十億の予備金の範囲内でまかなえるものと私も思っておりますが、将来秋になつてまた台風が参ることは必至でございまして、そのときになつてどの程度のものが起きるかによつて、予備金だけで間に合うか、あるいは補正を組まなければならぬような事態になるかは、そのときの事情によることとありますので、今はつきりしたことは申し上げられませんが、現在のところにおいては予備金の範囲内においてまかなえるものと思っております。

○小松委員 過年度災害については、ことしの程度の処置ができますか。

○米田政府委員 過年度災害につきましては、今年度約二百八十億の国費支出、事業費にいたしまして三百四十億の事業が、全国各都道府県及び市町村において行われるわけでございます。二百八十億という国の補助金は、先ほど申し上げました過年度災害総額一千億の中の二百八十億で、それが今年度支出されて実行されるわけであります。

○小松委員 河川法とか砂防法で、災害復旧というのは、これは地方自治団体が中心ですね。そうした場合は、これは予算査定でしようけれども、仕事の査定というのはその地方自治団体がやるものじゃないのですか。そういう緊急度をきめるのは一体だれがきめるのですか、それをつきり伺いたい。

○米田政府委員 今度の改正法によりまして緊急な工事というのはだれがきめるか、こういう御趣旨だと思いますが、各都道府県及び市町村で災害復旧設計というものを作つて、査定に行くのを待つわけでございます。今度この法律が通りますと、私どもの方から査定官が参りましたときに、この設計は緊要なものだ、これはそうでないものだというふうな、二通りに分けて参ります。わかりやすくいえば、緊要なものについては緊要という赤い判を押してきます。そうすると、その緊要なものがそこで決定をするということになるわけでありまして。

府県及び市町村で災害復旧設計というものを作つて、査定に行くのを待つわけでございます。今度この法律が通りますと、私どもの方から査定官が参りましたときに、この設計は緊要なものだ、これはそうでないものだというふうな、二通りに分けて参ります。わかりやすくいえば、緊要なものについては緊要という赤い判を押してきます。そうすると、その緊要なものがそこで決定をするということになるわけでありまして。

○小松委員 百万円のもの、これは百万円はからぬ、九十万円でもいいじゃないかという査定もあるでしょうね。ところが、この仕事はあまり緊急でないからあと回しにしろ、これが先だ。町村の方はこれはどうしても必要だというのに、あなたたちの方が、これはあと回しにしろ、これは急ぐということを使う権利があるのですか。仕事の緊急度をきめる権利があなたたちにあるのですか。

○米田政府委員 これは法律にもありますように、政令で定めることになりまして、その決定は建設大臣の権限に属することになります。その政令の内容は、先ほど私口頭で御説明申し上げましたけれども、ああいう程度の緊要なもの、この範疇の中に入るわけでありまして。

○小松委員 そこで政令の内容というのが大事なんだ。この災害復旧のインシヤというものは地方が持つておつても、金がないためにどうしてもこっちに依存する。ところが建前として補助金をもらうのと違ふと思うのです。やはりはつきりしたインシヤを持つて、自分の計画で復旧計画を立てたならば、それに従つてあなたたちが筆を加えるのでなくて、やはり政令でいいかげんに仕事を落してしまつて、そして災害復旧のできないようにすることになつて、そのまま認めていくような格好にはなりませんか。

ば、それに従つてあなたたちが筆を加えるのでなくて、やはり政令でいいかげんに仕事を落してしまつて、そして災害復旧のできないようにすることになつて、そのまま認めていくような格好にはなりませんか。

○米田政府委員 私ども実は災害を復旧したいという趣旨でやつておるのをごさいます。私の気持ちにおいては、私ども自身の仕事だというくらいにまで考へて、査定官もやつておるのをごさいますから、非常に重要なものを、こんなものは査定から落とすとか、あるいは緊急でないというようなことはなれないと思ひます。従来も現地に査定に参りますと、もう徹夜で懇談をしながらきめておられますから、そういうおそれはないと思ひます。要するに災害復旧の設計というものは、適正なものであるという事であります。適正なものであるから会計検査院で批難をされておられますようなことは絶滅しながら、適正な仕事を査定していただくことをモットーにいたしておるわけでございます。

○小松委員 国家の仕事について、警察とか、あるいは教育の問題について、あるいは治山治水の問題について、災害復旧についても、おおむね国家で法律上やる仕事であります。それを任意に地方自治団体に責任を移管しておる以上は、その責任者が申請するものに対しては国家は負担をしなければならぬ、これが負担法の建前だろうと思ふ。先ほど広瀬委員から、適法、憲法違反じゃないかというような質問がありましたが、むしろ私はあつた修飾をつけることは反対なんです。負担法というものは、国家の一部の仕事地方へ委任しておる責任上固

家が負担するのであつて、向うが十ほしいといへば、その二分の一だつたら二分の一を国家が負担する、それを事務的に予算化していなければならぬのが建前だろうと思ふ。それでなければ負担法というものは補助金と同じになつてしまふ。負担法の使命というものはそこにあると思ふ。国家が仕事を地方に委任しておるとする建前で、負担という責任があるとするならば、二分の一の負担の精神を生かして、二分の一の国庫負担ならば二分の一はつきり国庫負担する、三分の一の国庫負担ならば三分の一はつきり国庫負担する、しかもそのインシヤがはつきり町村である場合は町村、県である場合は県の主宰するインシヤであるものを生かして、それによつて負担していくのが建前とするならば、私はあの建設大臣の言うつてくても、つけぬでもない、育腸みたいなああいう言葉はない方がほんとうはいい、その方が正しいのだというように考へておられます。この点は育腸のようなもので、もう要らぬと考へますが、どうでしょうか。切つてのけた方がかえつていいじゃないかというように考へますが、大臣その辺どうですか。

○竹山閣下大臣 私は小松委員のお話のところが今の条文のところとは関連があるがごとく、また別の問題だと思ふのであります。今のお話のように、地方の自主性を尊重して、できるだけその線を守つていくことに努力するのは、政府として当然のことだと思ひます。ただ今までのいろいろ現地と政府の具体的な考え方にまちな点が多いものですから、これはやろうというのと出さうというのと、立場が違

うために食い違いが起るといふことを、できるだけ制度的に避けて参りたいというので、だんだん進歩したやり方が今度のやり方だと思つております。そういう意味で、御趣旨はよくわかりますし、またこれはそういう御趣旨のような線で実施をされるべきものだと思つております。それから一方財政の許す範囲というのは、これはこの法律にも書いていふような文句であつて、当然金があるうがなからうが出すのだと言わぬだけの話でありますから、これは今後の予算編成の上における政府の責任でありまして、法律にあるからどう、ないからどうというものではないと思つております。

を生かしていきたい。こういう意味で、その負担法の頭をちゃんと押えるような格好にしたい。私は負担法の精神を真に生かしたいと考えておるのです。かつては警察費もありましたが、教育費でも半額国庫負担が明治以来ずっと長く続いてきた。その半額国庫負担の頭をちゃんと押えて、いわゆる定額制をしいたり、定員制をしいたりして、ちよいと頭を押えたことが、今日地方財政が刷新しているもとを築いたと思う。それはいわゆるちよとした大蔵省の小手先の負担法に対する制肘というものが、今日の地方財政に破局的な赤字を来たしている最大の要因である。私は考えておる。だからや

るよふにと祈っているのではありますけれども、従来の例によりまして、災害が普通の年並みにあるというふうに想定いたしましたも、五十億ではとても足りません。従つてその場合に備へて、われわれはいろいろと考えておかなければならぬと思つております。

○西村(力)委員　そういうように米田河川局長、原次長はノーマルな感覚の人だと思ひます。ところがこの前大臣は、今年度の災害は五十億でやることのできるというように、私の質問に対して神がかりのように断言なさつたが、あまり先々のことを断言するといふのは、ちよつとおかしいじゃないか。精神鑑定まで至らないにしても、とに

に、無理やりに自分の立場だけを固執せられずに、将来の問題についてはやはり相当の危険をはらむという考え方は、やはり率直に認めることが至当であると思う。今の御答弁は何かこてこて申されましたが、さような趣旨であるということに私は了解しまして、この前の答弁は、あれは少し突っぱり過ぎた、こういう工合に大臣もお考えになつていゝらと思つて終りにしたいと思います。

○竹山国務大臣　もちろん事態に即応する処置をとることは、何ら異存はございません。

○内海委員長　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法

て、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十分散会

〔參照〕

本日委員長において小委員の補欠を
左の通り指名した。

住宅に関する小委員

大高 康君
志賀健次郎君
中村 寅太君
荒船清十郎君
仲川房次郎君
町村 金五君
今村 等君

道路に関する小委員

志賀健次郎君

○小松委員　大臣はアクセザリリだから入れておいてもいいじゃないかというような言い方ですが、それでは何もそういう盲腸みたいなものをつける必要はないじゃないか。やるのだから、やるならすなおに大臣の気持をそのまま出して、そういう予算が何とかかん

はりのこの食料並にいうものは重大な責務を持つておるので、アクセサリーか盲腸みたいな言葉をちょいとつけるということはなくしたい、こういうふう

に考えますので、その点大臣あつさりわれわれの考えに御賛同願いたいと思うが、御意見を承わりたい。

の答弁は取り消して、もう少し正常な答弁をしてもらいたいが、いかがでございますか。

○竹山国務大臣　私の御答弁が、そういう非常にノーマルでないふうにお聞き及びとすれば、これはあつさり取り消します。

○内海委員長　なおお諮りいたしますが、委員の異動がだいぶありました。それに伴ひまして小委員及び小委員長の欠員も相当ありますので、これら

河川に關する小委員

大島秀一君	田中彰治君
仲川房次郎君	田中彰治君
有馬輝武君	田中彰治君
大高康君	田中彰治君

とが、いふやうな言葉を法律に入れられる必要はない、そういうふうには思つてゐるのです。それと同時に、法律だから理屈を言へといふことになれば、私は、いわゆる予算の都合、金の都合上というのは、一般の法律ではそれはいいでしょう。売春法に予算が一

も、お話のような負担法の基本的な原則はいささかも狂うことにはならぬのでありますから、そういう意味で、小松委員の御心配の点はよくわかりますが、これ以上は政治力の問題だと思えますので、どうか一つ御理解を願います。

一応五十億で事態の収拾に当り得ると今の段階で考えているわけですから、またその後の事態が起つたときに考えるというところで、今すぐこれでは足りないのだということを申し上げることは、御審議をいただいた予算に対し

か補欠選任を行わなければならぬ。ま
ん。この補欠選任については委員長
において指名するに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めてさ
ように決しました。

大島 秀一君
仲川房次郎君
安平 鹿一君
中村 寅太君
松澤 雄藏君

億要るといへば、予算の都合上どうだ
というようなことも考えられる。しか
しこうした国家の重大な責務を持った
ところの、國家の治山治水等に関連の
ある負担法に関するものでございます
し、負担法というのは、土木工事とか
こうした建設費関係には非常に多くあ

して、一つわねわねの考えをお生かしを願いたいと思います。

○西村(力)委員 今河川局長は、今年度災害について五十億でまかなえるかどうか、台風も参ることは必至であるし、どうかその見込みが立たぬ。こういうことでございましたが、原次長

て、政府乃至からが予算を否定するよ
うなことになるわけで、さような
意味で、私も決してわけのわからぬこ
とを申ししているつもりではありませ
んの、どうか御了承を願います。

○西村(力)委員 それは政府側の立場
もわかりませんが、財政を扱われる大蔵

なお補欠の指名につきましては追つて公報をもつてお知らせいたします。

なお明十四日は、建設省その他の政府委員等の出席の關係からいまして、本日の議題となつております法案に対する質疑は、ちよつと不能になつ

荒瀬清十良君
町村 金五君
有馬 輝武君
安平 鹿一君
今村 等君
又小委員長の補欠を左の通り指名した。

りますが、ほかにそうよいありませんので、こういうものは負担法の精神

はどうお考えですか。

○原政府委員 本年非常にいい年にな

当局もあるいは専門的な河川局長も、
そういう見込みを立てておられるの

ておりますので、明後十五日午前十時より本委員会を開くことといたしましたし

請願に関する小委員長
今村 等君

て、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十分散会

〔参照〕 本日委員長において小委員の補欠を左の通り指名した。

住宅に関する小委員
大高 康君
志賀健次郎君

中村 寅太郎
荒船清十郎君
仲川房次郎君

町村 金五君
今村 等君

志賀健次郎君
田中彰治君
大島秀一君

仲川房次郎君
有馬 輝武君
河川に関する小委員

大高 康君
田中 彰治君
松澤 雄藏君

大島 秀一君
仲川房次郎君
安平 鹿一君

請願に関する小委員

中村	寅太君
松澤	雄藏君

荒船清十郎君
町村 金五君
有馬 輝武君

又小委員長の補欠を左の通り指名
 安平 鹿一君
 今村 等君

した。
請願に関する小委員長
今村 綾君

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局